

国家版权局

目次

- 第一 前回の要望事項の要旨
- 第二 前回の要望事項に対する改善事項
- 第三 前回の要望事項に対するその後の経緯
- 第四 新規要望事項

第一．前回の要望事項の要旨

貴局に対する前回の要望事項の要旨は、以下のとおり。

著作権に関する改善

要望 1

(1)制度面

- 著作権侵害に対して刑事罰が科せられる場合の限定の緩和
- 法定賠償金額の上限の撤廃

(2)運用面

- 権利行使に際しての手続きの明確化と簡略化
- 著作権局と公安部の連携の強化
- 著作権登録がない場合の権利保護の徹底
- 音楽著作権管理団体間の相互管理契約に基づく使用料の送金

第二. 前回の要望事項に対する改善事項

(1) 運用の改善について

音楽著作権管理団体間の相互管理契約に基づく使用料送金

1996年7月、日本の音楽著作権管理団体であるJASRAC(日本音楽著作権協会)と中国の音楽著作権管理団体MCSC(中国音楽著作権協会)は、演奏権に関する相互管理契約を締結したが、以降MCSCからJASRACに対する使用料送金実績はなく、2002年12月の対中ミッションでJASRACへの早期の使用料送金を要望した。

2003年1月以降、MCSCからJASRACへ継続的に送金がされるようになり、状況は大幅に改善されている。

第三. 前回の要望事項に対するその後の経緯

(1) 制度の実効性について

著作権法の刑事罰の強化

著作権侵害に刑事罰が課される場合に、現行の刑法第217条(著作権侵害罪)及び第218条(権利侵害複製品販売罪)では違法所得金額による制限等が存在しており(TRIPS協定第61条に抵触する可能性大)、これらの刑事罰に処すための要件緩和を引き続き要望する。また、これまで行政処罰による措置を講じていただいているところであるが、再犯を防止する観点から罰金額の引き上げを引き続き要望する。

【事例】

これまで広州などにおいて、製造工場、海賊版直営店等を摘発したところであるが、海賊版侵害額の計算方法が「海賊版商品価格×個数」で算定するため、元々単価の低い玩具分野では規定要件を満たすことは難しく、また、被害額を証明することが困難。

また、キャラクター商品の海賊版に対する行政処罰が決定しても、罰金額が1,000元程度と低い場合もあることから、再犯が多発しており、抑止効果が期待できない。

法定賠償制度の上限の撤廃

中国著作権法第48条第2項では、法定賠償額の上限が設定されているが、権利者による損害の立証が困難であることに対する「救済」を図るためには、それら(上限)の撤廃を引き続き要望する。

(2) 運用の改善について

行政当局における連携強化

商標権侵害(工商行政管理局)と著作権侵害(著作権局)が共同での取締りの実施や、商標権侵害(工商行政管理局)の取締後、必要に応じ、著作権局や公安部に移送するなど、著作権局、工商行政管理局、公安局等複数の省庁にまたがる事案における連携状況の更なる強化を、引き続き要望

する。

【実例】

昨年12月に広東省中山市と広州市にて、玩具の模倣品を製造・販売している事業者(工場及びその直営問屋)の摘発を各市の工商行政管理局および国家著作権局に要請した。当初、国家著作権局に対し、1週間以内に各地域の工商行政管理局と各地域の著作権管理局との共同摘発を要請したものの、1週間では人員が工面できないとの理由で断られ、最終的に商標権侵害にて各地域の工商行政管理局のみによる摘発となった。その後、広州市の工商行政管理局にて摘発した疑義物品をレビューしたところ、当該侵害品の1割が正規のキャラクター商標を使用しておらず、別商標を使用していた。このため、商標権侵害の対象外となり、パッケージ著作権並びにキャラクター著作物の侵害疑義物品であることが明白であるにも関わらず、著作権局に移送されることなく、模倣品事業者(直営の問屋)に返却された。

手続きの明確化及び簡素化

商標権侵害に基づく行政手続と比較すると、著作権侵害に基づく行政手続は、実績もなく手続的にも敷居が高いので、手続きの簡素化を引き続き要望する。

著作権局(著作権関連)による行政処罰を実施するにあたり、侵害者を特定する証拠、偽物製造工場を特定する証拠、被害規模等を明らかにする等の提出が求められることがあり、また、必要ないはずの著作権登録証も求められることもあるため、権利者の多大な負担となっている(TRIPS 協定第41条第2項に抵触する可能性大)。この負担を軽減し、侵害者側に厳しく対応することをガイドライン化(必要に応じ法制化)することを引き続き要望する。

また、行政処罰が実施される場合において、処分決定書の送付や押収品の取扱についても権利者に通知するシステムの構築を引き続き要望する。

【実例】

2000年11月の同様なケースの場合は、広州市の著作権局に著作権登録書の提示を求められた。昨年12月のケースでは、当該玩具キャラクターについて、ライセンサーの著作物であることを示すため、設定画、契約書、放映証明書等の様々な資料を準備したが、摘発に動いてもらえなかったため、依然として著作権登録書の提示が必要でなくなったかは不明。

また、ゲームハードウェア・ソフトウェアメーカーの中国における海賊版侵害状況とその対応について、商標権侵害、模倣品・不正商品(工商行政管理局、質量技術監督局)による取り締まりが殆どであり、著作権侵害(著作権局)による摘発が困難な状況。例えば、著作権登録を前提とした対応が求められたり、多くの資料を要求されたりする。また、処理に時間がかかるため、著作権局自身も紛争解決に民事裁判を勧める傾向がある。

また、違法事業者に対する処分決定書は、代理人等のネットワークを活用して入手しなければならないため、時間がかかる。更に、押収した商品の事後処理に関しては通知されないが、きちんと廃棄処分になったのかどうか等について、権利保有者もしくは代理人に送付される仕組みが必

要。

音楽著作権管理団体間の相互管理契約に基づく適正な徴収分配

演奏使用料の送金に関しては前述（第二(1)）のとおり改善されているが、MCSCは分配のためのシステム構築がされていないため、これまで送金された演奏使用料は、香港のCASHに委託して分配されたものであり、実際の利用実績に基づいたものではない。利用実績に基づく関係権利者への正確な分配体制作りと、それに基づく送金を要望する。2003年12月締結の録音権に係る相互管理契約に基づく録音使用料についても、同様に、利用実績に基づく送金を引き続き要望する。

また、中国においては2001年10月の法改正で、放送使用料の支払いについて法制化されたにもかかわらず、国務院による使用料規定の制定がなされていないことから、これまで放送局（地上波、衛星、有線）から放送に係る著作権使用料の支払いがなされていない。したがって、放送使用料徴収に係る使用料規定の制定とその実施を早急に行うことを要望する。

一方、中国国内で大量に流通している海賊版の問題を解決するためには、著作権管理団体であるMCSCが管理能力を高め、海賊版撲滅のための活動を広く展開することが重要である。そのためにも、中国政府によるMCSCに対する積極的な支援を要望する。

【事例】

JASRACは1996年より中国音楽著作権協会(MCSC)と演奏権に関し相互管理契約を締結しているが、昨今使用料について送金されるようになった。また、録音権に関しても、2003年12月に相互管理契約を締結した。一方、これまで放送に係る著作権使用料については、送金が皆無である。

第四. 新規要望事項

(1) 制度の実効性について

海賊版ソフトウェア撲滅実施方案の実効性

昨年6月に発表された「海賊版ソフトウェア撲滅実施方案」について、担当部局の実効性ある取組、施策の提示を要望するとともに、地方にも実効力が浸透するべく対応を要望する。

同方案で述べられているコンピューターソフトウェア登録制度整備の意義・目的や、制度上は無方式主義で保護を受けるために登録をする必要がないこととの整合性を明らかにすることを要望する。

また、コンピューターソフトウェア以外のコンテンツに係る著作権侵害の撲滅のためのガイドラインの策定を要望する。

著作権法に技術的手段の保護の明確化と強化(著作権法第47条第6項の問題点)

現在、市販されているゲーム機器、ソフトのほとんどは何らかの著作権保護のための技術的保護手段が施されており、これらの技術により、違法コピー又は海賊版ゲームディスクは、真正ゲーム機器で再生することが不可能である。

一方、最近では、Modチップという技術的保護手段を回避する装置が大量に市場に出回っており、その装置を真正ゲーム機器に装着していれば、違法コピー又は海賊版ゲームディスクを簡単に再生が可能であり、中国市場で売られている非正規品のゲーム機器のすべてはModチップが装着されていると言っても過言ではない。

従って、当該技術的保護手段の回避装置の製造・販売・輸入行為を違法行為として明示的に規定するとともに、当該行為を刑事罰の対象とするべく、現行著作権法の改正あるいは実施細則の早期制定・実行を要望する。

【実例】

現状中国における海賊版対策の問題点の一つとして、違法コピー又は海賊版ゲームディスクを再生させるために用いる装置(いわゆる Mod チップ)に対する法的保護が不十分のため、摘発や差止は難しい。

我が国ゲームハード・ソフトメーカーは、これまで工商行政管理局や質量技術監督局などと協力して違法コピー又は海賊版ゲームディスクの摘発を行ってきた。しかし、他方海賊版を再生させるための装置に対し、摘発し難い現状においては、中国における海賊版普及の抑止・撲滅に十分な効果が挙げているとは言えない。またこれらの装置を一般の消費者が市場において安易に入手できる状態に放置していることは、市場での海賊版の氾濫の一因でもある。

以上